

○鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の実施に関する規程

令和3年12月28日

公安委員会規程第8号

鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の実施に関する規程を次のように定める。

(目的)

第1条 この規程は、鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成16年鳥取県規則第73号。以下「規則」という。）第10条の規定に基づき、鳥取県公安委員会等（鳥取県公安委員会、鳥取県警察本部長及び警察署長をいう。以下同じ。）に係る手続等を行う場合に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、規則第2条第1項に掲げる用語の意義については、次のとおり読み替えることとする。

(1) 電子署名 次に掲げるものをいう。

ア 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名

イ 政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の官職証明書に基づく電子署名

(2) 電子証明書 申請等をする者又は行政機関等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。

（令7公安委員会規程9・追加）

（電子情報処理組織による申請等）

第3条 鳥取県公安委員会等は、規則第4条第1項に基づき申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載されている又は記載すべき事項をデジタルカメラ、スキャナその他の画像読取装置を用いてファイルに記録して入力するとき、当該申請等を行う者が、当該ファイルにその情報を記録した日時を記録して行わなければならない。

2 規則第4条第2項第3号に基づき、鳥取県公安委員会等が定める電子証明書は、電子署

名及び認証業務に関する法律第4条第1項の認定を受けた者が発行した電子証明書とする。

- 3 規則第4条第1項の規定により申請等を行う者は、同条第2項に定める方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合は、鳥取県公安委員会又は鳥取県警察本部長が指定する申請等ごとに、鳥取県公安委員会又は鳥取県警察本部長により付された識別符号及び暗証符号を入力する措置その他の当該申請等の性質に照らして適切な措置としてそれぞれ鳥取県公安委員会又は鳥取県警察本部長が指定する措置に従って申請等を行うものとする。
- 4 鳥取県公安委員会等は、規則第4条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して申請等を行う者が、同条第3項に規定する事項を入力する場合において、当該申請等を行う者の定款に記載された事項をインターネットを利用して公衆が閲覧することができる状態に置いている場合であって、鳥取県公安委員会等が当該事項を確認するために必要な事項を当該申請等に併せて入力するときは、当該申請等について規定した法令の規定にかかわらず、当該定款に記載された事項の入力を要しないこととすることができる。
- 5 条例等の規定に基づき同一内容の書面等を数通必要とする申請等を行う者が、規則第4条第1項及び第3項の規定に基づき当該数通の書面等のうち一つに記載されている事項又はこれらに記載すべき事項を入力した場合は、その他の同一内容の書面等に記載されている事項又はこれらに記載すべき事項が入力されたものとみなす。

(令7公安委員会規程9・旧第2条繰下・一部改正)

(氏名又は名称を明らかにする措置)

第4条 規則第8条第1項第2号に規定する措置は、申請等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書(規則第4条第2項各号及び前条第2項に定める電子証明書に限る。)と併せてこれを送信する措置その他申請等を行った者を確認するための措置として前条第3項の規定に定める措置とする。

(令7公安委員会規程9・旧第3条繰下・一部改正)

(電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

第5条 規則第4条第1項に規定する申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として定める次に掲げる場合には、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、規則第4条並びに本規程第3条及び第4条の規定を適用する。

- (1) 申請等をする者について対面により本人確認をする必要があると鳥取県公安委員会又は鳥取県警察本部長が認める場合
 - (2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があると鳥取県公安委員会又は鳥取県警察本部長が認める場合
 - (3) 申請等に係る書面等又は電磁的記録が大量であるため、規則第4条第1項又は第3項の規定による入力が困難である場合
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、申請等の全部を電子情報処理組織を使用する方法により行うことが不可能又は申請等に係る利便性を著しく損なう場合
- 2 前項の場合において、申請等（電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分に限る。）は、電子情報処理組織を使用して申請等（当該部分を除く。）を行った日から1週間以内にしなければならない。
- 3 鳥取県公安委員会等は、規則第4条第1項及び第3項の規定により申請等を行う者が本条第1項の規定により書面等を提出する場合において、鳥取県公安委員会等が指定する文字、番号又は記号その他の符号を明らかにさせるものとする。

（令7公安委員会規程9・追加）

（処分通知等の手続）

第6条 鳥取県公安委員会等は、規則第5条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して処分通知等を行うときは、鳥取県公安委員会又は鳥取県警察本部長が別に定める場合を除き、当該処分通知等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と当該情報と併せて記録し、及び送信するものとする。

（令7公安委員会規程9・追加）

（処分通知等を受ける旨の表示の方式）

第7条 規則第5条第2項に規定する処分通知等を受ける旨の表示の方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。

- (1) 処分通知等に係る電子情報処理組織を使用して行う識別符号及び暗証符号の入力
- (2) 規則第4条第1項に規定する方法によって、電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨を鳥取県公安委員会等へ届出

（令7公安委員会規程9・追加）

（氏名又は名称を明らかにする措置）

第8条 規則第8条第2項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、処分通知等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを

送信する措置その他処分通知等を行った者を確認するための措置として鳥取県公安委員会又は鳥取県警察本部長が定める措置とする。

(令7公安委員会規程9・追加)

(電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

第9条 規則第5条第1項に規定する処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として定める次に掲げる場合には、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、規則第5条並びに本規程第6条及び第8条の規定を適用する。

- (1) 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をする必要があると鳥取県公安委員会又は鳥取県警察本部長が認める場合
- (2) 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがあると鳥取県公安委員会又は鳥取県警察本部長が認める場合

(令7公安委員会規程9・追加)

附 則

この規程は、令和4年1月4日から施行する。

附 則 (令和7年12月12日公安委員会規程第9号)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和7年12月15日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程による改正後の鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の実施に関する規程第5条第2項の規定は、同項に規定する日が施行日以後である申請等について適用し、同日前にされた申請等については、なお従前の例による。